

第 5 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成30年5月16日(水)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 たぐち よしのり むくした たもつ みやもと まさはる もりやま たかゆき
6田口 慶則・7椋下 保・14宮本 政春・15守山 孝之
なかたに ひでや にしもり よしのり ゆうき しんぞう もろと よしあき
16中谷 秀也・17西森 偉統・18結城 晉三・20諸戸 善昭
なかの こ かたおか まさいく
22中野たつ子・23片岡 眞郁

以上10名

欠席部会委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・長谷川事務局次長・若松主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：坂口担当主幹 白山：境担当副主幹
美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 なかたに ひでや かたおか まさいく
16中谷 秀也・23片岡 眞郁

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号規定による届出について(所有権移転)
報告第4号 時効取得による所有権の移転について
報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第5回第2農地部会を開会いたします。</p> <p>議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。</p> <p>16番中谷秀也委員・23番片岡眞郁委員、よろしくお願いします。</p> <p>始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第5号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>失礼ですけれども座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案書の1ページから2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から9で、合計件数は9件、合計面積は28,931㎡で、その内訳は田が27,523㎡、畑が1,408㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>3ページから8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から10で、件数は合計で10件、合計面積は50,563.63㎡で、その内訳は田が33,384㎡、畑が16,796㎡、その他が番号1及び番号2の宅地で383.63㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1及び番号2、宅地分譲 番号3、駐車場用地 番号4、宅地分譲・アパート建築・駐車場用地 でございます。</p> <p>以上、件数は4件で、合計面積は2,135㎡、この内訳は田が320㎡、畑が1,815㎡でございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 時効取得による所有権の移転について、でございます。</p> <p>番号1、権利者、____、申請地は畑で64㎡、取得年月日は昭和52年12月6日でございます。</p> <p>この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。</p>

11ページをお願いいたします。

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について でございます。

番号1、有限会社_____、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田で120ha畑で6.5ha 合計126.5ha。

番号2、有限会社_____、主たる耕作物 水稻、耕作面積は、田68ha畑0.2ha合計68.2ha。

番号3、株式会社_____、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田で1.4ha。

番号4、有限会社_____、主たる耕作物は茶、耕作面積は、畑で3.9ha。

以上件数は4件で、いずれの案件も、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

次に議案事項に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 _____、面積 5,695㎡、渡人 _____ 外1名、面積 3,831.75㎡、申請地 稲葉町稲里_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 254㎡ 外1筆、合計面積 425㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 栗葉、受人 _____、面積 44,004㎡ 渡人 _____、面積 5,452㎡ 申請地 稲葉町社宮司_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 3,055㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 波瀬、受人 _____、面積 6,731㎡、渡人 _____、面積 2,965㎡ 申請地 一志町波瀬岩ノ谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 132㎡ 外4筆、合計面積 2,965㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から要望を受け、申請地を譲り受けるものです。

番号4、地区 川口、受人 _____、面積 7,107㎡ 渡人 _____、面積 2,171㎡ 申請地 白山町川口杉東_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 439㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請

地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 川口、受人 有限会社_____ 代表取締役 _____、面積 436,868㎡ 渡人 _____、面積 5,393㎡ 申請地 白山町川口栗林_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 674㎡ 外3筆、合計面積 5,380㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 大三、受人 _____、面積 17,443㎡ 渡人 _____、面積 6,092㎡ 申請地 白山町二本木下岡前_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,001㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は6件、合計面積は、14,265㎡、このうち田が12,130㎡、畑が2,135㎡でございます。

これら案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番、お願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。5月14日に田口委員、地元推進委員3名と、久居総合支所職員と私で確認をさせていただきました。場所は、_____から約400mのところでございます。事務局の説明どおりで何ら問題はないと考えますのでよろしくお願いいたします。2番ですが、これも14日に田口委員、地元推進委員3名と久居総合支所職員と私で確認をさせていただきました。場所は_____から西へ約400mのところ、事務局説明どおりで何ら問題はないと考えますのでよろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。14日に守山会長、事務局、地元推進委員立会いの元で確認させていただきました。問題のない小さな面積の農地ばかりをまとめて一緒に渡すということで何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。4番、5番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。14日に西森、中谷委員と地元推進委員、白山総合支所の担当で確認してまいりました。場所は_____から東へおよそ2kmの地点で、畑ということで何ら問題ないかと思えます。5番ですが、場所は_____から東へ500mほど名松線沿いの北南に分かれております。渡人が川口地

区より転出される関係で耕作管理ができないことから、手放すということでは何ら問題ないかと思えます。6番ですが、14日に西森、中谷両委員と地元推進委員、総合支所職員とで確認をしてまいりました。場所は国道165号線沿いの_____のお寺の南側にあります。この土地は受人の隣にありまして、耕作に不便もなく、何ら問題はないかと思えますのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思えます。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 いかがですか。よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 戸木町狐塚_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 508㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、233.8㎡、設置率は、転用面積の46%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、面積は、畑で508㎡でございます。この案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺ひします。1番、お願ひします。

田口委員 6番 田口です。14日に現地確認してまいりました。場所は_____から西北へ約500mのところでございます。椋下委員と私、地元推進委員3名、事務局とで見えてまいりましたが、何ら問題ないと思えますので、よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思えます。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページから16ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、賃借人 _____株式会社 代表取締役 _____ 渡人 _____、申請地 久居明神町大釜_____、台帳地目 畑、現況地目 田、面積 935㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、受人が代表を務める会社の資材置場用地として、賃貸借しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町風早_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,252㎡ 外1筆、合計面積 1,572㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、701.4㎡、設置率は、転用面積の44.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町稲葉山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 641㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、250.92㎡、設置率は不整形地であるとともに、フェンスを境界から1m控えることから、転用面積の39.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 稲葉町下鴻野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 590㎡ 外1筆、合計面積 1,270㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、649.44㎡、設置率は、転用面積の51.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町稲葉山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 752㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、339.48㎡、設置率は、

転用面積の45.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 中村町山ノ越 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 426㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町稲葉山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 680㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、350.96㎡、設置率は、転用面積の51.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町小山西之垣内 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積201㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から隣接する申請地を譲り受け、申請地を自家用駐車場用地とするものですが、平成30年4月1日からこの目的で利用されており、所有者から始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町片野藪ノ下 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 707㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から隣接する申請地を譲り受け、申請地を自らが営む寺院の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口大角 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 539㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、次の番号11で許可を受けようとする隣接地との一体的利用により561.6㎡、設置率は、転用面積の47%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 川口、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 白山町川口大角 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 180㎡ 外1筆、合計面積 657㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、先の番号10で許可を受けようとする隣接地との一体的利用により561.6㎡、設置率は、転用面積の47%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 川口、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口杉ヶ瀬 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 294㎡ 外2筆、合計面積 588㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、隣接する山林等との一体的

利用により531.36㎡、設置率は、北側が川のためパネルを離して設置するとともに、フェンスを境界から1.4m離して設置することから、転用面積の34%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 川口、受人 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 白山町川口大角_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 452㎡ 外2筆、合計面積 987㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地及び除草作業時の駐車場用地とするものです。パネル設置面積は、446.55㎡、設置率は、転用面積の45.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 大三、受人 _____株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町三ヶ野里川_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,028㎡ 外1筆、合計面積 1,216㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、491.4㎡、設置率は、転用面積の40.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 大三、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町岡谷ノ垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,465㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡、設置率は、不整形地であるため、転用面積の36.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 八ツ山、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町八対野白石_____、台帳地目 畑 現況地目 雑種地、面積 548㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から隣接する申請地を譲り受け、申請地を自家用駐車場用地及び球技場用地とするものですが、平成20年3月からこの目的で利用されており、所有者から始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 八ツ山、受人 有限会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町稲垣椎ノ木谷_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,401㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、894.63㎡、設置率は、転用面積の63.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 八ツ山、受人 _____有限会社 取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町山田野宮ノ前_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 323㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、190.34㎡、設置率は、転用面積の58.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 八ツ山、受人 _____ 有限会社 取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町山田野的場 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 733㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、528.74㎡、設置率は、転用面積の72.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 八ツ山、受人 株式会社 _____ 取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 白山町山田野的場 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 284㎡ 外2筆、合計面積 947㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、528.74㎡、設置率は、転用面積の55.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号21、地区 八ツ山、受人 _____ 有限会社 取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町山田野丸山 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 909㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、520.6㎡、設置率は、転用面積の57.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号22、地区 太郎生、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美杉町太郎生小屋垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 975㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、471.24㎡、設置率は、転用面積の48.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号23、地区 下多気、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気漆 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,976㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、590.4㎡、設置率は、西側にある樹木の影響で影になる部分がありますことから、転用面積の29.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号24、地区 下多気、受人 有限会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気中田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 994㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、693.35㎡、設置率は、転用面積の69.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は24件、合計面積は、21,442㎡、このうち田が10,521㎡、畑が10,921㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、2番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。1番ですが、14日に久居総合支所職員、椋下委員、地元推進委員3名と私で現場を見てまいりました。場所は_____の田から北へ約200mのところですか。何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。2番は_____から北へ約300mのところですか。事務局、会長、部会長、私と地元推進委員2名とで見てまいりました。何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。3番から7番、お願いします。

椋下委員 7番 椋下でございます。3番ですが、14日に田口委員と地元推進委員3名、事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は_____から南へ約200mのところ、事務局の説明のとおりで何ら問題はないと考えます。4番ですが14日の午後、守山会長、諸戸部会長、地元推進委員3名と事務局他3名と私とで確認してまいりました。場所は_____から約200mのところ、事務局の説明どおりで何ら問題はないと考えますのでよろしくをお願いします。5番ですが、14日に田口委員、地元推進委員3名と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は稲葉神社から南へ約50mのところ、事務局の説明どおりで何ら問題はないと考えます。6番ですが、14日に田口委員、地元推進委員3名と事務局と私とで確認をしてまいりました。場所は_____から西へ約500mのところ、事務局の説明のとおり何ら問題はないと考えますのでよろしくをお願いします。7番ですが、14日に田口委員と地元推進委員3名と事務局と私とで確認をさせていただきました。場所は_____から南へ約250mのところ、事務局の説明のとおり何ら問題はないと考えますのでよろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。8番、9番、お願いします。

守山委員 15番、守山です。8番ですが、場所は_____の中心部にある_____という寺のすぐ横です。宮本委員と私と、地元推進委員2名、総合支所の職員2名で、家屋調査士から説明を受けました。何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。9番ですが14日に同じメンバーで現地を調査したところ、場所は_____に隣接するところ、お寺の檀家さんの駐車場という形で申請が出て、その申請人から説明を受けました。これも何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ちょっと多いのですが10番から15番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。10番、11番ですが、14日に西森、中谷と地元推進委員、白山総合支所の担当者で行ってまいりました。場所は_____から東へ約100mのところ、長い間荒れていた畑で、太陽光発電をするということ、何ら問題はないと考えます。12番ですが、場所は_____から東へ約1

キロ。これも旧道沿いにあります。地元推進委員、西森、中谷両委員と総合支所の担当者、業者の方も出席されております。太陽光という話で何ら問題はないと思います。13番は_____から東へ約100mのところ、10番、11番の隣接する土地です。行政書士の方も出席をされました。これもずっと荒れた土地でしたので問題はないかと思えます。14番です。これは会長、部会長、事務局と西森、中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所担当者で確認をしました。場所は165号線沿いにある_____の近くです。申請地は住宅街の中にあり、南向きの日当たりの良い場所でしたが、耕作者が誰もいないということでした。何ら問題はないと思います。15番ですがこれも会長、部会長、事務局と西森、中谷両委員と地元推進委員とで確認をしました。165号線沿いの右手に_____が見えるところです。国道の北側に位置します。ここは地元自治会の岡地区と協定を結んでおりまして、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。今度も多いのですが16番から21番、お願ひします。

西森委員 17番、西森です。16番ですが5月14日に中谷、西森両委員と地元推進委員、白山総合支所の事務局とで現場を見てきました。場所は国道165号線から川口方面へ300mほど下がったところ。現況としては山のすぐ近くで、すでに駐車場の形になっておりました。始末書の提出もあるということで事務局の説明どおりです。17番ですが、守山会長はじめ部会長、事務局、中谷、西森両委員と地元推進委員、行政書士と一緒に立会いをしていただきました。現場は山の中、非常に説明しにくい場所にあります。現状としては4、5年前から何もしないような状態で荒れた状況でありました。太陽光にするということで、きれいになるのかと思ったしだいです。何ら問題ないと考えます。18番から21番までですが、ほぼ現場は同じです。山田野川の右岸と左岸に点在しております。もうすでに何件か太陽光発電をやっておりますので、周りの方もかなり理解されていると感じました。メンバーですが中谷、西森両委員と地元推進委員、白山事務局、業者とで立会いをさせていただきました。20番は現状としてまだ稲が植わっておりまして、刈り取り終了次第、太陽光発電に切り替わるように聞いております。後は事務局の説明どおりということですのでよろしくお願ひします。21番も同じです。

議長 ありがとうございます。22番から24番、お願ひします。

結城委員 18番、結城です。22番について14日、地元推進委員と事務局と現況確認をいたしました。土地の有効利用を図り、太陽光発電を設置したいということでございます。23番、14日に会長、部会長も加わり現地確認を実施しまして、太陽光発電にしたいということで、荒らして見た目が悪いより、良いかなと思います。24番、これは地元推進委員と事務局とで現状確認をいたしました。申請人は「もう高齢なので管理ができない。」ということでございますので、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、ほとんど太陽光です。皆さん方の意見をお聞きしたいと思ひます。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	17ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 久居、借人 有限会社_____ 代表取締役 _____、貸人 _____ 外1名、申請地 戸木町高川原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 366㎡ 外2筆、合計面積 10,329㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に3年間の賃貸借権を設定し、申請地を一時転用として資材置場用地とするものです。農地区分は、農用地区域内農地でございますが、不許可の例外に当たります3年以内の一時転用でございますので、妥当なものであると思われます。 番号2、地区 久居、借人 有限会社_____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 戸木町中川原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,097㎡ 外2筆、合計面積 2,092㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に1年間の賃貸借権を設定し、申請地を一時転用として砂利採取用地とするものです。農地区分は、農用地区域内農地でございますが、不許可の例外に当たります3年以内の一時転用でございますので、妥当なものであると思われます。 以上、件数は2件、合計面積は、畑で12,421㎡でございます。 この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番、2番、お願いします。
田口委員	6番 田口です。14日の午後、本庁確認ということで事務局はじめ、会長、部会長、久居総合支所職員、私と地元推進委員2名が立会いで行ってまいりました。場所としては_____から南へ約1キロのところ、高速のすぐ西です。1番については賃借人の事務所より南、2番は賃借人の事務所より北です。3年ということで何ら問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございます。地元委員の説明が終わりました。皆さん方のご意見

をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいまご審議いただきました議案第4号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。議案第4号は許可することを決定したいと思います。続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借人 _____、貸人（亡） _____ 相続人 _____ 外3名、申請地 木造町コウゾ _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 1, 282㎡のうち322.9㎡ 外1筆、合計面積 482.61㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借権を設定し、申請地をパソコン教室用地とするものですが、平成28年5月からこの目的で利用されており、所有者から始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大三、借人 _____、貸人 _____、申請地 白山町三ヶ野茶屋前 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 459㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借権を設定し、申請地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大三、借人 _____、貸人 _____、申請地 白山町三ヶ野大井谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 780㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、295.2㎡、設置率は、不整形地のため、転用面積の37.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積1, 721.61㎡、このうち田が482.61㎡、畑が1, 239㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	はい、ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。
田口委員	6番、田口です。14日に見てまいりました。場所は高茶屋にある_____より南へ約500mのところ。農業委員である棕下委員、地元推進委員2名、私と事務局で見てまいりました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。2番、3番、お願いします。
中谷委員	16番、中谷です。2番ですが14日に西森、中谷委員と地元推進委員、白山総合支所の担当で確認してまいりました。場所は165号線沿いにある_____へ曲がっていくところになります。分家住宅ということで、何ら問題はないかと思っておりますのでよろしくお願いします。3番、その曲がった通りを直進し、_____というところの西側になります。向かい側には太陽光発電がすでに設置されておりまして、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思っております。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することを決定したいと思います。 続きまして、議案第6号、非農地証明願について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	19ページをお願いいたします。 議案第6号 非農地証明願について、でございます。 番号1 地区 栗葉、願出者 _____、申請地 庄田町谷口_____、台帳地目 畑、現況地目 原野、面積 545㎡。 これにつきましては、提出されております昭和58年10月21日国土地理院撮影の航空写真により、申請地はこの時すでに木々が生い茂っていることが確認できます。 このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。 以上、件数は1件、面積は、畑で545㎡でございます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

椋下委員 7番、椋下でございます。5月14日に田口委員、鈴木、野田、森推進委員、久居総合支所職員と私とで現地確認してまいりました。場所は_____から北へ800mぐらいのところで、事務局の説明どおりで、何ら問題はないと考えますので、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定したいと思います。

次に別冊でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で38,298㎡、畑の使用貸借で4,878㎡、契約件数は31件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で78,518㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,030㎡、契約件数は67件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で11,829㎡、契約件数は4件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で1,081㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて129,726㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて8,908㎡、合計契約件数は103件、合計面積は138,634㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区4件、一志地区31件で合計35件、合計面積は86,513㎡でございます。

なお、認定農業者への集積は、件数で34.0%、面積で62.4%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限は該当ございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。皆様のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第7号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもって、第5回 第2農地部会を閉会します。

午後3時07分

上記は、第5回第2農地部会の議事を録したものである。

平成30年5月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____